


# 監 事 監 査 報 告 書


令和 2 年 5 月 26 日

学校法人冬木学園

理 事 会 御 中

学校法人冬木学園

監 事 石川喜英 

監 事 柴 健 次 

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人冬木学園寄附行為第 15 条の規定に基づき学校法人冬木学園の平成 31（令和元）年度（平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日）の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人冬木学園の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。


# 監事監査報告書


令和2年5月26日

学校法人冬木学園

評議員会 御中

学校法人冬木学園

監事 石川喜英 

監事 柴健介 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人冬木学園寄附行為第15条の規定に基づき学校法人冬木学園の平成31（令和元）年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日）の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人冬木学園の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。